



東海地域の和食文化メールマガジン
「東海の和食」第1号（2021年2月24日）

【目次】

1. 農林水産省「第4次食育推進基本計画」（案）についての意見・情報の募集について（パブリックコメント募集中）
2. 和食会議「3月3日上巳の節供 我が家の和食 写真投稿キャンペーン」のご案内
3. 文化庁 令和3年度伝統文化親子教室事業（統括実施型）の募集
4. 文化庁 食文化ポータルサイト「食文化あふれる国・日本」の公開
5. 文化庁 令和2年度第三次補正予算事業「子供たちのための伝統文化の体験機会回復事業」の募集開始

-
1. 農林水産省 「第4次食育推進基本計画」（案）についての意見・情報の募集について（パブリックコメント募集中）

5年に一度見直しされる「食育推進基本計画」ですが、これまで4回にわたって開催された食育推進評価専門委員会を踏まえ、その案について、意見・情報を募集中です。

期限は2021年2月26日（金）23時59分です。

食文化の保護・継承に係る記載は、「第3 食育の総合的な促進に関する事項」の「6. 食文化の継承のための活動への支援等」（31頁）等にありますので、ご覧ください。

・パブリックコメント募集中

[https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM
MSTDETAIL&id=550003272&Mode=0](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM MSTDETAIL&id=550003272&Mode=0)

・食育推進評価専門委員会（令和2年度第1～4回）

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kaigi/suisin.html>

-
2. 和食会議「3月3日上巳の節供 我が家の和食 写真投稿キャンペーン」のご案内

2021年2月19日（金）～3月14日（日）の間、和食会議の「五節供に和食を」推進委員会は「3月3日上巳の節供 我が家の和食 写真投稿キャンペーン」を実施いたします。詳しくは以下のキャンペーンサイト、プレスリリースをご覧ください。

和食会議は2018年度より「五節供に和食を」の取組を開始し、講演会の開催やホームページでの発信を行ってまいりました。

その一環として、2019年5月5日端午の節供には、第1回写真投稿キャンペーンを実施しました。

今回、第2回として、“今だからこそ、家族や友人の無病息災を願う「節供」を感じる”「3月3日上巳の節供 我が家の和食 写真投稿キャンペーン」を開催いたします。

春を感じる和食を楽しみ、写真投稿キャンペーンにご参加ください。

キャンペーンサイト：<https://www.washoku-campaign.com/>

プレスリリース：

https://washokujapan.jp/wp_2016/wp-content/uploads/2021/02/20210216_%E5%86%99%E7%9C%9F%E6%8A%95%E7%A8%BF%E3%82%AD%E3%83%A3%E3%83%B3%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%83%B3%E3%83%97%E3%83%AC%E3%82%B9%E3%83%AA%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%82%B9.pdf

-
3. 文化庁 令和3年度伝統文化親子教室事業（統括実施型）の募集

1. 目的

次代を担う子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、華道、茶道、囲碁、将棋などの伝統文化、生活文化及び国民娯楽に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組に対して支援を行うことにより、伝統文化等の継承・発展と、子供たちの豊かな人間性の涵養かんように資することを目的としています。

なお、今般募集する「統括実施型」においては、伝統文化等の振興等を目的とする統括団体が実施主体となり、広域的・組織的に我が国の伝統文化等を親子で体験することができる取組を支援します。

2. 応募者（事業者）の要件（抜粋）

伝統文化等の振興等を目的とする複数の団体で構成する統括団体であり、かつ、次の要件を満たす団体です。

・規模要件

同一分野で、原則、都道府県をまたぎ、概ね10団体以上で構成されること。

統括団体の代表となる団体（代表団体）は、法人格（特定非営利活動法人を除く）を有すること。

・代表団体（次の（1）～（3）のいずれかの要件を備えている必要）

（1）一般社団法人・一般財団法人

（2）公益社団法人・公益財団法人

（3）代表団体が支部等の下部団体である場合には、本部が上記（1）・（2）の法人格を有し、次の要件をすべて満たしている団体

・定款、規約等を有すること

3. 対象となる事業

（1）伝統文化親子教室

（2）「放課後子供教室」と連携した取組

4. 募集期限

令和3年3月1日（月）（伝統文化親子教室事業事務局必着。）

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/oyako/92803901.html>

（「教室実施型」「地域展開型」の二次募集は未定。）

4. 文化庁 食文化ポータルサイト「食文化あふれる国・日本」の公開

文化庁は、昨年4月に食文化の担当部署を新設し、食文化の継承と振興に取り組んでいます。

今般、文化庁HP内に食文化のポータルサイトを開設し、一般公開しました。

（日英2か国語）

内容は、日本の食文化の特徴を5つの視点から紹介、江戸時代の食文化体験ができるVR動画、研究・活動事例集、関連団体とのリンク等となっており、今後も更なる充実を図っていくとしていますので、是非とも、ご覧ください。

日：<https://www.bunka.go.jp/foodculture/>

英：<https://www.bunka.go.jp/foodculture/en/index.html>

なお、文化庁トップページにある以下のバナーからもアクセス可能。

また、VR動画は、文化庁のyoutubeチャンネルでも公開中。

<https://www.youtube.com/c/bunkachannel/videos>

5. 文化庁 令和2年度第三次補正予算事業 「子供たちのための伝統文化の体験機会回復事業」の募集開始

1. 目的

次代を担う子供たちに対して、伝統文化、生活文化及び国民娯楽（以下「伝統文化等」という。）の関係団体等が一体となって、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道、食文化、囲碁、将棋などの伝統文化等を体験・修得できる機会を設けることにより、新型コロナウイルスの感染拡大によって、伝統文化等の体験機会が失われた子供たちの体験・修得の機会を早急に回復することを目的としています。

